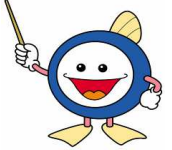


藤枝市水洗便所等改造資金融資あっ旋利子補給制度

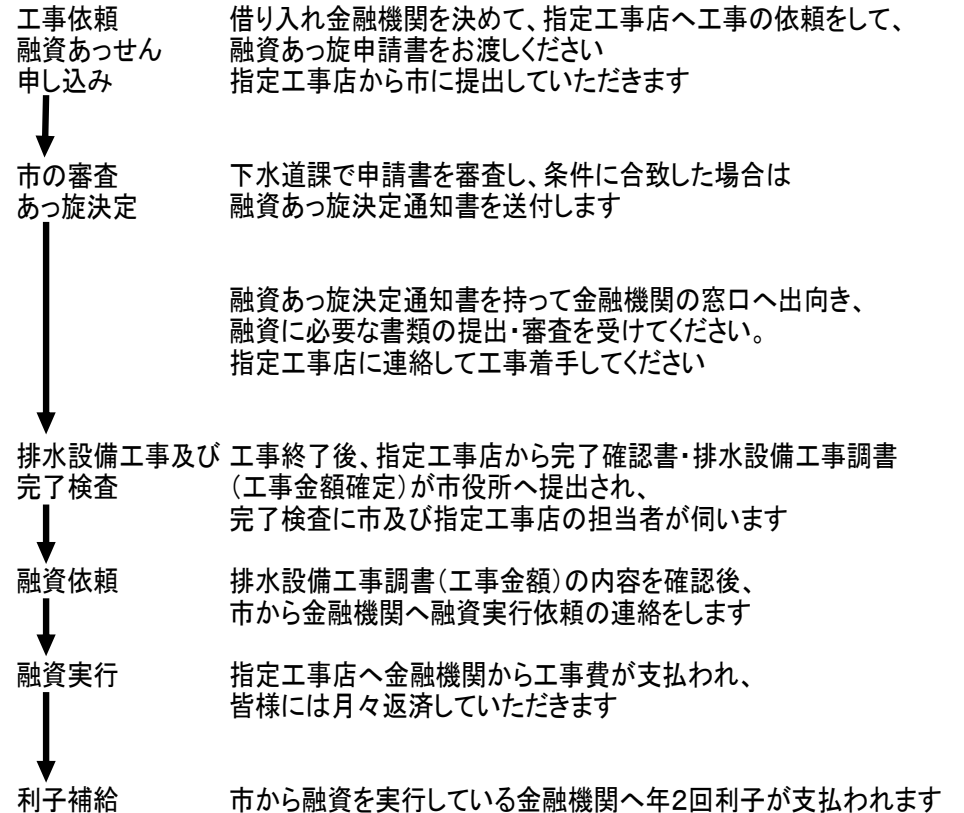
公共下水道・農業集落排水が使えるようになった区域で、排水設備工事をする方を対象に改造資金の融資あっ旋をします。

対象者	以下のものを滞納していない方 ・市税(市民税・固定資産税・国民健康保険税) ・下水道事業受益者負担金または農業集落排水事業受益者分担金 ・上水道料金
対象工事	既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事 既設のし尿浄化槽を水洗便所に改造する工事 排水設備を下水道に接続する工事 ※家屋の新築や法人は対象となりません
融資金額	1戸につき5万円以上100万円以内 (工事見積額以下で1万円単位とします)
融資利率	無利子(金融機関への利子は市が全額負担します) ただし、返済が滞った場合の延滞利息は延滞金額につき金融機関の定める利率において本人負担となります
返済方法	融資を受けた翌月から元金均等償還 (12か月・24か月・36か月・48か月・60か月)のいずれか 取扱金融機関から毎月口座振替 約定償還日前の繰上償還をすることができます
取扱金融機関	・スルガ銀行 ・清水銀行 ・しずおか焼津信用金庫 ・島田掛川信用金庫 ・静岡信用金庫 ・静岡県労働金庫 ・大井川農業協同組合 以上 金融機関の市内各支店
申込みに必要な書類	・水洗便所等改造資金融資あっ旋申請書(第1号様式) ・排水設備設置計画確認申請書(指定工事店が作成) ※工事の依頼と同時に指定工事店を通して申込みをしてください
融資を受けるまで必要書類	水洗便所等改造資金融資あっ旋決定通知書(第2号様式) (条件に合致していた場合、市から交付します) ※金融機関で融資手続に必要な書類・印紙・費用等は個人ごとに異なりますので、詳しくは金融機関に確認してください

市から融資あっ旋決定通知後、融資を受けられるかの判断は金融機関の審査によります。
工事着工前に金融機関の審査を受けることをお勧めします。



融資あっせん利子補給を受けるまでの流れ



426-0021 藤枝市城南3-2-1
藤枝市 下水道課 管理係
電話 054-644-1181